

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想

令和4年1月

(令和5年9月変更)

郡 上 市

目 次

第 1	農業経営基盤強化の促進に関する目標	2
第 2 の 1	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	9
第 2 の 2	新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営（青年モデル営農類型）の基本的指標	18
第 3	第 2 の 1 及び第 2 の 2 に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項	21
第 4	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	22
第 5	農業経営基盤強化促進事業に関する項	24
1.	地域計画推進事業に関する事項	25
2.	利用権設定等促進事業に関する事項	30
3.	農地中間管理機構事業の実施の促進に関する事項	36
4.	農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準 その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	37
5.	農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項	40
6.	農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項	40
7.	その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	41
第 6	その他	42
別紙 1	（第 5 の 2 （ 1 ） ⑥関係）	43
別紙 2	（第 5 の 2 （ 2 ） 関係）	44

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

- 1 郡上市は、岐阜県のほぼ中央に位置し、南北に約50km、東西に約30kmとなる菱形を縦にしたような形となっていて、その面積は県土の約10%を占める広範な地域であるが、そのうち可住地域は10%足らずと、典型的な山村型の土地利用条件となっている。

気候を見てみると、郡上市は太平洋からも日本海からも離れた内陸部であるが、雨量が多く、県内でも有数の多雨地域となっている。積雪については、地域差が大きく、例えば北部の高鷲地域では雪が2m積もっているのに南部の美並地域では雪が全くないということがある。このように多様な面を持ち合わせてはいるが、気候分類的には、やや表日本型の傾向にあると考えられる。

本市の農用地は約2,870haで、北から南に流れる長良川流域に広がる細長い平坦地と、その支流に沿って点在する山間地及び和良川流域沿いに広がり、高鷲町の開拓地を除き、稲作を中心とする自然・土地条件を活かした特色ある農業が展開されている。

今後は、農業生産展開の基盤となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即し、引き続き、農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

また、近年の消費者ニーズに対応した安全・安心・健康な農産物の栽培や土づくりを基本として、農薬・化学肥料を削減し、環境への負荷の軽減に配慮した持続性の高い農業の普及推進を図るものとする。

- 2 郡上市の農業構造は、高鷲地域では、旧開拓地を中心とした集落において大規模な開拓事業の実施により経営規模の拡大が図られ、各種の振興施策と相まって、高冷地の気候風土を生かし酪農及び夏だいこん、花卉（切花）、いちごを中心とした園芸作物の栽培が盛んで、専業農家も多い。

一方、他地域では経営耕地面積が少ないことから、稲作を中心に、トマト、ほうれん草、花卉（鉢花）などのハウス栽培を中心に行っている。しかし、多くの市民は他産業への就業の増加により、大半が第2種兼業農家で占められているが、農業者の高齢化が進む中で、中核を担ってきた昭和・一桁世代のリタイアの進行に伴い、土地利用型農業を中心として担い手不足が深刻化している。さらに、異常気象による自然災害の増加、農産物価格の低迷など外的要因により担い手の経営環境は厳しさを増している。

また、土地の資産的保有傾向が強く、安定兼業農家から規模拡大志向農家への農地流動化はこれまで顕著な進展を見ないまま推移してきたが、機械更新時や世代交代等を機に農地の流動化及び農作業受委託が急速に進む可能性が高まっている。

一方、中山間地域である本市においては、農業就業人口の高齢化及び減少に伴って農業後継者に継承されない、又は担い手に集積されない農地で遊休農地化することが懸念されることから、これを放置すれば担い手に対する利用集積が遅れるばかりでなく、周辺農

地にも大きな支障を及ぼす恐れがある。

- 3 現在の厳しい農業情勢の中、農業が職業として選択し得る、魅力とやりがいのある農業を持続的に発展させていくためには、経営感覚に優れた能力や意欲のある担い手の育成・確保が急務である。このため、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な経営体を育成することとする。

このため、農業者が自ら作成した計画に基づき、経営改善に取り組んでいく認定農業者制度や経営管理能力及び對外信用力の向上等が期待できる農業経営の法人化を推進する。

具体的な経営の指標は、周辺市町村において、現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展をめざし、農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者と遜色のない年間農業所得（概ね400～500万円）、年間労働時間（概ね1,600～2,000時間）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が、本市の農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことをめざす。

- 4 郡上市は、将来の農業を担う若い農業経営者の意向やその他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は、農業に関する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展をめざすに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業やその他の措置を総合的に実施する。

郡上市は、農業委員会、めぐみの農業協同組合、郡上農林事務所と十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うため、郡上地域農業再生協議会を設置し、集落における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。さらに、望ましい経営をめざす農業者や、その集団及びこれらの周辺農家に対して上記の郡上地域農業再生協議会が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域農業の将来方向について選択診断を行うことなどにより、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営体の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、指導農業士・各農業者団体・農業委員会などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に関わる情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定を進める。

一方、既に地域にあるものの、活動が停滞している農用地利用改善団体については、農業委員会や各種農業者団体等と連携した中で組織の再編・活性化を図り、土地利用調整を展開して、集団化、連担化した条件で担い手農業者に農用地が利用集積されるよう努める。

特に、今後遊休農地となる恐れがある農地を含め、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）等への利用集積を図

るなど、積極的に遊休農地の発生防止及び解消に努める。

水田農業等の土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進するため、「地域計画の策定」を進め、農用地利用改善団体の設立を目指す。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、認定農業者の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行なう。特に認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体を設立するとともに、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行なう。

さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を推進することとし、めぐみの農業協同組合と連携を密にして、農地貸借の促進と農作業受委託の推進が一体となって意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。

また、併せて集約的な経営展開を助長するため、郡上農林事務所、めぐみの農業協同組合の指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を促進する。

生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地所有適格法人の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

特に、中山間地域である本市においては、農地の一体的管理を行う主体として当面集落を単位とした生産組織の育成を図り、当該組織全体の協業化・法人化を進めて特定農業法人又は特定農業団体の設立を図る。

さらに、市内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家や、生きがい農業を行う高齢農家等の間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他のサラリーマン農家等にも本法やその他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に、法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の

育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用を法第12条第1項の農業経営改善計画の認定を受けた農業者（以下「認定農業者」という。）への集積だけでなく、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、郡上市が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

- 5 郡上市は、郡上地域農業再生協議会において、認定農業者又は今後、認定を受けようとする農業者、各種農業者団体を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化、経営改善方策の提示等の重点的指導および研修会の開催等を行う。

なお、農業経営改善計画の期間を満了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

一方、女性農業者は、農業の重要な担い手であるとともに、加工や直売などを通じて、農村の活性化に大きく貢献している。また、農業は個人の体力や能力に応じ、生涯にわたり関わることのできる職業であることから、高齢者が知識や経験を活かすことにより、生産や地域活動に参加することが期待される。こうしたことを踏まえ、女性農業者や高齢者の経営参画並びに地域活動を一層促進するため、家族経営協定の締結など、魅力ある農村の確立に向けた環境づくりを支援する。

6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の現状

郡上市の令和2年度の担い手育成者数（新規就農者、雇用就農者、定年帰農者、農業参入法人、集落営農組織）は18経営体であったが、過去5年間の平均担い手育成者数は20経営体となっており今後も従来からの基幹作物である稲作、だいこん、トマトなどの産地としての生産量の維持・拡大を図っていくためには、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、郡上市は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

ア 確保・育成すべき人数の目標

国が掲げる新規就農し定着する40代以下の農業従事者を40万人に拡大する政策目標や、岐阜県の「ぎふ農業・農村基本計画」に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標令和7年度までに新規就農を含む新たな担い手を累計2,20

0人確保することを踏まえ、郡上市においては年間20人の新たな担い手の確保を目標とする。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

郡上市及びその周辺市町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり1,600～2,000時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（3に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の4割程度の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたりの年間農業所得160万円程度）を目標とする。

（3）新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた郡上市の取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構（一般社団法人岐阜県農畜産公社）による紹介、技術・経営面については郡上農林事務所、めぐみの農業協同組合、指導農業士会等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

（4）地域ごとに推進する取組

ア 南部地区

南部の基幹作物であるトマトを栽培する地区において、新たに農業経営を営もうとする青年等の受入（4人程度）を重点的に進め、郡上農林事務所、めぐみの農業協同組合、郡上園芸特産振興会夏秋トマト部会等と連携し、トマトの栽培技術の指導や販路の確保を行い、当該青年等であっても一定の所得の確保ができ、安定的な経営を行えるようにする。

イ 北部地区

北部の基幹作物である稲作、だいこん、花卉（切花）、いちご、ほうれん草を栽培する地区において、新たに農業経営を営もうとする青年等の受入（4人程度）を重点的に進め、郡上農林事務所、めぐみの農業協同組合、ひるがの高原だいこん生産出荷組合、ひるがのフラワーサークル、ひるがの高原夏秋いちご組合、奥美濃ほうれん草出荷組合等と連携し、栽培技術の指導や販路の確保を行い、当該青年等であっても一定の所得の確保ができ、安定的な経営を行えるようにする。

また、めぐみの農業協同組合が白鳥町長滝に整備した「郡上トマトの学校」で研修した卒業生新規就農者等が地域の担い手として定着できるよう支援する。

(5) 効率的かつ安定的な農業経営体及び意欲ある新規就農者を育成・確保するための施策

① 効率的かつ安定的な農業経営体を育成・確保するための施策

ア 新規就農者への技術・経営両面での伴走支援

めぐみの農業協同組合、ぎふアグリチャレンジ支援センター等の関係機関と連携し、新規就農者一人一人を対象としたサポートチームによる個別巡回や相談、専門家派遣、研修会への参加を促すなど、技術・経営両面からのフォローアップを強化し、新規就農者の認定農業者への移行を推進する。

イ 経営環境の変化に対応できる経営体の育成支援

認定農業者等が行う経営安定を目指した新品目・新技術の導入など新たな分野にチャレンジする取り組み、規模拡大など経営発展に必要な機械・施設等の整備を支援する。

また、自然災害や価格低下などの収入減少に備えるため、農業共済や収入保険の積極的な加入を促進する。

ウ 農用地の集積・集約化

農業委員会、めぐみの農業協同組合等の関係機関と連携し、将来の目指すべき農地利用の姿を明確化した地域計画の実現に向け、農地中間管理事業を活用し、認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織等の担い手に加え、継続的に農地利用を行い地域農業の維持・発展に重要な役割を果たす中小・家族経営などの多様な農業者もあわせて農業を担う者への農用地の集積及び集約化を促進する。

また、集積・集約化に必要な農業用機械・施設の整備を支援するとともに、農地の大区画化・汎用化などの生産基盤整備を推進する。

エ 集落営農の組織化、経営強化の推進

県と関係機関で組織する推進チームや専門家の派遣、リーダー養成講座への参加を促すことにより、集落営農の組織化を推進するとともに、経営の安定・発展に必要な農業用機械・施設の整備を支援する。

また、集落営農組織の後継者育成のため、オペレーター養成研修への参加を促すとともに、農業用機械の安全取扱や大型特殊免許の取得に向けた研修会等への参加を促す。

オ 農業法人等での雇用確保

農業法人等での雇用は、農業法人を支える人材を確保するだけでなく、将来、独立就農を目指す者を育成する側面もあることを踏まえ、農業法人等の経営を支える雇用就農を推進するため、ぎふアグリチャレンジ支援センターやめぐみの農業協同組合等と連携した求人情報の発信、雇用労働環境の改善に必要な農業用機械・施策の整備を支援する。

また、国の雇用事業を活用して、就業者の技術取得を推進する。

さらに、女性や外国人材などの人材定着に向けた取組みを支援するほか、県域を越えた団体で組織する農業労働力支援協議会と連携し、繁忙期が異なる他産地や他産業との連携等による労働力確保の取組みを支援する。

カ 企業の農業参入の促進

担い手の確保が困難な地域においては、企業等が地域農業の担い手になれるよう、ぎふアグリチャレンジ支援センターや農業委員会ネットワーク機構等と連携し、セミナーへの参加や企業訪問等により参入に向けた助言を行うとともに、農用地確保や農業用機械・施設の整備を支援する。

キ スマート農業技術の導入支援

岐阜県スマート農業推進センターを拠点に、セミナー・展示実演会への参加による情報発信や技術研修会への参加推進、スマート農業機械・機器等の貸出しなどにより、スマート農業導入を推進するとともに、スマート農業機械等の共同利用によるコスト低減や、法面管理等の省力化・軽労化に向けた機械導入を支援する。

② 意欲ある新規就農者を育成・確保するための施策

ぎふアグリチャレンジ支援センター、農業委員会、めぐみの農業協同組合、中濃地域就農支援協議会等と密接に連携を図り、役割を分担しながら新規就農者の育成・確保に向けた各種取組みを推進する。

ア 岐阜県方式による新規就農者の育成

ぎふアグリチャレンジ支援センター、中濃地域就農支援協議会と連携し、就農相談から研修、就農、定着まで一貫した就農支援を行い、新規就農者の育成を推進する。

イ 就農者育成プランに基づく新規就農者育成

担い手育成方針を定める就農者育成プランを策定し、産地の実状に応じた新規就農者等の育成を進める。

また、多様な就農ニーズに対応するため、郡上トマトの学校など就農研修拠点やあすなろ農業塾における研修品目の拡大に取り組む。

ウ 経営継承の推進

第三者、親子・親族間の経営継承を推進するため、ぎふアグリチャレンジ支援センター等の関係機関と連携し、リタイア農家と就農希望者とのマッチングや専門家派遣、セミナーへの参加を促すとともに、継承した施設の改修整備等を支援する。

エ 定年帰農者の育成

関係機関と連携し、就農相談会やセミナーへの参加により定年就農希望者の掘り起こしを図るとともに、農業技術を学ぶ研修会への参加を促し、技術習得を支援する。

第2の1 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の
類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、
現に郡上市で展開している優良事例を踏まえつつ、郡上市における主要な営農類型に
ついてこれを示すと次のとおりである。

【農業経営の指標の例】

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事の 態様等
水稻 ＋大豆又 はソバ又 は麦＋作 業受託 基幹1名 補助2名	水稻 12.0ha 大豆又はソバ又は麦 1.0ha 農作業受委託 9.0ha （水稻基幹3作業）	〈資本装備〉 トラクター 1台 ドライブハロー 1台 ライムソワー 1台 直進アシスト機能付き 田植機 1台 自脱型コンバイン 1台 運搬用トラック 1台 動力噴霧器 1台 動力散粒機 1台 大豆・ソバ用コンバイ ン 1台 播種機 1台	・法人化を 進め農作業 受委託も手 がける	・家族経営 協定の締結 に基づく給 与制、休日 制の導入
水稻＋麦 ＋ 大豆＋蕎 麦＋作業 受託 基幹1名 補助1名	水稻 9.0ha 麦 6.0ha 大豆又は蕎麦 8.0ha 農作業受託 延べ100ha （水稻・麦・大豆・蕎 麦）	〈資本装備〉 直進アシスト機能付き 田植機 1台 トラクター 2台 コンバイン 2台 乾燥機 8機 育苗ハウス 3棟 農業施設 1棟 作業場兼倉庫 1棟 大豆・そば用コンバイ ン 1台 搭載型シーダー 1台 ブームモアー 2台	・会計士に よる適切な 法人経理を 実施し、経 費削減に努 め、経営分 析にも取り 組む	・パート的 な季節雇用 や適切な人 員配置を進 め休日制の 確立と周年 雇用 ・給与制の 導入

		フレームモアー 2 台 溝堀機 1 台 ウイングハロー 2 台		
水稻 + 麦 基幹 3 名	水稻 50.0ha (作業受託含) 麦 10.0ha	〈資本装備〉 トラクター 3 台 ドライブハロー 3 台 ライムソワー 3 台 直進アシスト機能付き 田植機 3 台 自脱型コンバイン 2 台 運搬用トラック 3 台 動力噴霧器 2 台 管理機 1 台 施設 1 式	・青色申告 の実施 ・経営体の 体質強化の ため、自己 資本の充実 を図る	・給与制の 導入 ・労災保険 等の加入 ・雇用従事 者の確保
水稻 + 作業受託 基幹 1 名 補助 1 名	水稻 5.0ha 農作業受託 20.0ha (水稻基幹 3 作業)	〈資本装備〉 トラクター 1 台 直進アシスト機能付き 田植機 1 台 コンバイン 1 台 トラック 1 台 ブロードキャスター 1 台 播種機 1 台 動力噴霧器 1 台 畝立機 1 台 〈その他〉 ・地域協定に基づく農 地の集積及び作業受委 託	・複式簿記 記帳の実施 により経営 と家計の分 離を図る ・青色申告 の実施	・家族経営 協定の締結 に基づく給 与制、休日 制の導入 ・雇用従事 者の確保
水稻 + 作業受託 基幹 1 名 補助 1 名	水稻 3.0ha 農作業受託 60.0ha (水稻基幹 3 作業)	〈資本装備〉 トラクター 1 台 直進アシスト機能付き 田植機 2 台 コンバイン 2 台 トラック 1 台 ブロードキャスター 1 台	・複式簿記 記帳の実施 により経営 と家計の分 離を図る ・青色申告 の実施	・家族経営 協定の締結 に基づく給 与制、休日 制の導入 ・雇用従事 者の確保

		乾燥機 6 台 〈栽培技術等〉 ・直進アシスト機能付き田植による省力化		
酪農 ＋ 水稻 ＋ 作業受託 基幹 1 名 補助 1 名	水稻 2.0ha 農作業受託 延べ 40.0ha (水稻) 搾乳牛 25 頭 〈作付面積〉 混播牧草 1.0ha	〈資本装備〉 トラクター 1 台 直進アシスト機能付き 田植機 1 台 コンバイン 1 台 トラック 1 台 牛舎 1 棟 堆肥舎 1 棟 哺乳ロボット 1 台 牛群監視システム 1 台 〈その他〉 ・直進アシスト機能付き田植による省力化	・複式簿記 記帳の実施 により経営 と家計の分離を図る ・青色申告 の実施	・家族の作業分担 ・パートの雇用
水稻 ＋ 野菜 ＋ 和牛肥育 基幹 2 名 補助 1 名	(作付面積) 水稻 0.6ha 夏秋トマト 0.3ha (肥育頭数) 肥育牛 30 頭	〈資本装備〉 畜舎 1 棟 堆肥舎 1 棟 自動給餌機 1 台 牛群監視システム 1 台 ビニールハウス 15 棟 トラクター 2 台 無人防除機 1 台 作業場 1 棟 トラック 2 台 直進アシスト機能付き 田植機 1 台 自脱型コンバイン 1 台 〈栽培技術等〉 ・防虫ネット利用 ・マルハナバチ利用	・複式簿記 記帳の実施 により経営 と家計の分離を図る ・青色申告 の実施	・ヘルパー の活用による定期的な 休日休暇の確保
野菜 ＋ 水稻	水稻 0.5ha ハウスによる野菜栽培 ほうれんそう	〈資本装備〉 ビニールハウス 12 棟 トラクター 1 台	・複式簿記 記帳の実施 により経営	・家族の作業分担 ・パートの

基幹 2 名 補助 1 名	イチゴ等 0.5ha	防除機 1 台 作業場 1 棟 トラック 1 台 直進アシスト機能付き 田植機 1 台 コンバイン 1 台 バインダー 1 台 耕運機 1 台 真空播種機 1 台 畦立て機 1 台 〈栽培技術等〉 ・ 予冷出荷 ・ 土づくり	と家計の分離を図る ・ 青色申告の実施	雇用
野菜 ＋ 水稻 基幹 1 名 補助 1 名	水稻 0.3ha ハウスによる野菜栽培 (トマト) 0.2ha	〈資本装備〉 ビニールハウス 16 棟 トラクター 1 台 防除機 1 台 作業場 1 棟 トラック 1 台 直進アシスト機能付き 田植機 1 台 暖房機 1 台 耕運機 1 台 〈栽培技術等〉 ・ 苗購入、機械導入による省力化 ・ 土づくり ・ 防虫ネット利用 ・ マルハナバチ利用	・ 複式簿記 記帳の実施 により経営 と家計の分離を図る ・ 青色申告 の実施	・ 家族経営 協定の締結 に基づく給 与制、休日 制の導入 ・ 雇用従事 者の確保
水稻 ＋ 野菜 ＋ 菌床シイ タケ	〈作付け面積等〉 ほうれんそう 0.4ha 菌床シイタケ 5,000 ブ ロック 水稻 0.5ha	〈資本装備〉 ビニールハウス 12 棟 トラクター 1 台 真空播種機 1 台 作業場 1 棟 トラック 1 台 暖房機 1 台	・ 複式簿記 記帳の実施 により経営 と家計の分離を図る ・ 青色申告 の実施	・ 家族経営 協定の提携 に基づく給 与制、休日 制の導入 ・ 雇用従事 者の確保

基幹 2 名 補助 1 名		直進アシスト機能付き 田植機 1 台 防除機 1 台 〈栽培技術等〉 ・ほうれん草は減農薬 減化学肥料栽培 ・防虫ネット利用 ・マルハナバチ利用		
菌床シイ タケ ＋ 野菜 ＋ 水稲 基幹 2 名 補助 5 名	トマト 0.5ha 菌床シイタケ 5,000 ブ ロック 水稲 0.5ha	〈資本装備〉 ビニールハウス 12 棟 トラクター 1 台 真空播種機 1 台 作業場 1 棟 運搬トラック 1 台 暖房機 1 台 直進アシスト機能付き 田植機 1 台 防除機 1 台 耕運機 1 台 〈栽培技術等〉 ・防虫ネット利用 ・マルハナバチ利用	・複式簿記 記帳の実施 により経営 と家計の分 離を図る ・青色申告 の実施	・家族の作 業分担 ・パートの 雇用
水稲 ＋ 野菜、南 天 基幹 1 名 補助 2 名	水稲 7.0ha 野菜 0.2ha 南天 2.0ha	〈資本装備〉 ビニールハウス 4 棟 トラクター 1 台 動力噴霧器 1 台 作業場 1 棟 運搬トラック 1 台 直進アシスト機能付き 田植機 1 台	・複式簿記 記帳の実施 により経営 と家計の分 離を図る ・青色申告 の実施	・家族経営 協定の提携 に基づく給 与制、休日 制の導入 ・雇用従事 者の確保
野菜 ＋ 繁殖牛 基幹 2 名 補助 1 名	露地野菜 2.0ha 繁殖牛 15 頭 〈作付面積〉 混播牧草 1.0ha	〈資本装備〉 トラクター 1 台 動力噴霧器 1 台 管理機 1 台 トラック 1 台 作業小屋 1 棟	・複式簿記 記帳の実施 により経営 と家計の分 離を図る ・青色申告	・家族経営 協定の締結 ・パートの 雇用

		牛舎 1 棟 堆肥舎 1 棟 牛群監視システム 1 台 〈栽培技術等〉 ・新品種の選択 ・土づくり ・予冷出荷	の実施	
野菜専作 基幹 2 名 補助 2 名	露地野菜（大根） 3.6ha	〈資本装備〉 直進アシスト機能付き トラクター 1 台 動力噴霧器 1 台 管理機 1 台 GPS 付局所施肥機 1 台 トラック 1 台 作業小屋 1 棟 〈栽培技術等〉 ・新品種の選択 ・土づくり	・複式簿記 記帳の実施 により経営 と家計の分 離を図る ・青色申告 の実施	・家族経営 協定の締結 ・パートの 雇用
野菜 基幹 1 名 補助 2 名	トマト 0.6ha 菌床シイタケ 3,000 ブ ロック	〈資本装備〉 ビニールハウス 30 棟 トラクター 1 台 自走式防除機 1 台 トラック 1 台 〈栽培技術等〉 ・防虫ネット利用 ・マルハナバチ利用	・複式簿記 記帳の実施 により経営 と家計の分 離を図る ・青色申告 の実施	・家族の作 業分担 ・パートの 雇用
果樹専業 基幹 1 名 補助 2 名	〈作付面積〉 和梨 1.0ha	〈資本装備〉 なし棚 1.0ha 格納庫・選果場 スピードスプレイヤー 1 台 自走式草刈機 1 台 動力噴霧器 1 台 軽トラック 1 台 〈その他〉 ・減農薬減化学肥料栽培	・複式簿記 記帳の実施 により経営 と家計の分 離を図る ・青色申告 の実施	・家族経営 協定の提携 に基づく給 与制、休日 制の導入 ・雇用従事 者の確保

水稲 ＋ 花苗 基幹 1 名 補助 3 名	水稲 2.0ha 花苗 0.3ha	〈資本装備〉 ビニールハウス 20 棟 トラクター 1 台 動力噴霧器 1 台 作業場 1 棟 運搬トラック 1 台 暖房機 1 台 直進アシスト機能付き 田植機 1 台	・複式簿記 記帳の実施 により経営 と家計の分 離を図る ・青色申告 の実施	・家族経営 協定の提携 に基づく給 与制、休日 制の導入 ・雇用従事 者の確保
花き 基幹 1 名 補助 1 名	鉢花・切花 0.6ha シクラメン トルコギキョウ等	〈資本装備〉 施設ハウス ガラス温室 暖房設備 1 式 トラック 1 台 トラクター 1 台 動力噴霧器 1 台 管理機 1 台 攪拌機 1 台 作業小屋 1 棟 防除機 1 台 換気装置 1 式 灌水装置 1 式 ポット土詰機 1 台 〈栽培技術等〉 ・新品種の選択 ・底面吸水方式 ・早期出荷型の確立 ・ハウス利用効率の高度化	・複式簿記 記帳の実施 により経営 と家計の分 離を図る ・青色申告 の実施	・家族経営 協定の提携 に基づく給 与制、休日 制の導入 ・雇用従事 者の確保
わさび 基幹 1 名 補助 2 名	わさび 0.2ha	〈資本装備〉 ボックス式栽培装置 800 個 揚水ポンプ 2 基	・複式簿記 記帳の実施 により経営 と家計の分 離を図る ・青色申告 の実施	・月給制、 有給休暇制 の導入 ・臨時雇用 者への労災 保険等の適 用

酪農単一 経営 基幹 1 名 補助 1 名	〈飼養頭数〉 搾乳牛 30 頭 育成牛 12 頭 育成子牛 3 頭 〈飼料作付面積〉 6.0ha	〈資本装備〉 畜舎 1 棟 育成舎 1 棟 農機具舎 1 棟 堆肥舎 1 棟 尿溜 1 基 搾乳機械 1 式 飼料生産機械 1 式 哺乳ロボット 1 台 牛群監視システム 1 台 〈その他〉 ・農業機械の共有共同 作業	・複式簿記 記帳の実施 ・青色申告 の実施 ・農地の利 用権設定に よる集積	・家族経営 協定の締結 に基づく給 与制、休日 制の導入 ・ヘルパー 制度の活用 による労働 力の軽減
酪肉複合 経営 基幹 2 名 補助 1 名	〈飼養頭数〉 搾乳牛 25 頭 育成乳牛 10 頭 和牛繁殖 20 頭 和牛育成 4 頭 〈飼料作付面積〉 6.0ha	〈資本装備〉 畜舎 2 棟 育成舎 1 棟 農機具舎 1 棟 堆肥舎 1 棟 尿溜 1 基 搾乳機械 1 式 飼料生産機械 1 式 自動給餌機 1 台 哺乳ロボット 1 台 牛群監視システム 1 台 〈その他〉 ・農業機械の共有共同 作業	・複式簿記 記帳の実施 ・青色申告 の実施 ・農地の利 用権設定に よる集積	・家族経営 協定の締結 に基づく給 与制、休日 制の導入 ・ヘルパー 制度の活用 による労働 力の軽減
和牛繁殖 経営 基幹 1 名 補助 1 名	〈飼養頭数〉 和牛繁殖 36 頭 和牛育成 7 頭 子牛 19 頭 〈飼料作付面積〉 3.5ha	〈資本装備〉 畜舎 1 棟 堆肥舎 1 棟 農機具舎 1 棟 飼料生産機械 1 式 自動給餌機 1 台 哺乳ロボット 1 台 牛群監視システム 1 台 〈その他〉	・複式簿記 記帳の実施 ・青色申告 の実施 ・農地の利 用権設定に よる集積	・家族経営 協定の締結 に基づく給 与制、休日 制の導入 ・夏山冬里 方式の導入 による労働 力の軽減

		・農業機械の共有共同作業		
和牛一貫経営 基幹 1 名 補助 1 名	〈飼養頭数〉 繁殖牛 20 頭 育成牛 4 頭 子牛 13 頭 肥育牛 23 頭 〈飼料作付面積〉 4.0ha	〈資本装備〉 畜舎 2 棟 育成舎 1 棟 農機具舎 1 棟 堆肥舎 1 棟 飼料生産機械 1 式 自動給餌機 1 台 哺乳ロボット 1 台 牛群監視システム 1 台 〈その他〉 ・農業機械の共有共同作業	・複式簿記 記帳の実施 ・青色申告 の実施 ・農地の利 用権設定に よる集積	・家族経営 協定の締結 に基づく給 与制、休日 制の導入 ・夏山冬里 方式の導入 による労働 力の軽減
和牛肥育経営 基幹 2 名 補助 1 名	〈飼養頭数〉 肥育牛 40 頭	〈資本装備〉 畜舎 1 棟 農機具舎 1 棟 堆肥舎 1 棟 自動給餌機 1 台 牛群監視システム 1 台 トラクター 1 台 マニアスプレッダー 1 台 ダンプカー 1 台	・複式簿記 記帳の実施 ・青色申告 の実施 ・農畜連携 による堆肥 利用と稲わ ら交換	・家族経営 協定の締結 に基づく給 与制、休日 制の導入 ・夏山冬里 方式の導入 による労働 力の軽減
養豚一貫経営 基幹 7 名 補助 2 名	〈飼養頭数〉 母豚 350 頭 肉豚 3,500 頭	〈資本装備〉 畜舎 17 棟 堆肥舎 7 棟 自動給餌機 1 台 コンポスト 2 機 浄化槽 1 式	・複式簿記 記帳の実施 ・青色申告 の実施	・休日の確 保
養鶏 (自然養 鶏) 基幹 1 名 補助 名	〈飼養頭数〉 採卵成鶏 3,000 羽	〈資本装備〉 育雛鶏舎 1 棟 成鶏舎 5 棟 堆肥舎 1 棟	・複式簿記 記帳の実施 ・青色申告 の実施 ・自己資本 の充実	・給与制の 導入 ・労災保険 等の加入

養鶏 (種鶏) 基幹 2 名 補助 3 名	〈飼養頭数〉 種鶏 20,000 羽	〈資本装備〉 鶏舎 2 棟 倉庫 1 棟 貯卵施設 1 棟	・複式簿記 記帳の実施 ・青色申告 の実施	・家族経営 協定の締結 に基づく給 与制、休日 制の導入 ・パートの 雇用 ・家族経営 協定の締結 に基づく給 与制、休日 制の導入
養鶏 (採卵鶏) 基幹 1 名 補助 10 名	〈飼養頭数〉 成鶏 125,000 羽	〈資本装備〉 鶏舎 4 棟 堆肥舎 1 棟 倉庫 1 棟 作業場 1 棟	・複式簿記 記帳の実施 ・青色申告 の実施	・給与制の 導入 ・労災保険 等の加入 ・農繁期に おける臨時 雇用従事者 の確保

第2の2 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営（青年モデル営農類型）の基本的指標

1 標準的青年モデル営農類型

＜中山間地域＞

営農類型	従事者数		経営規模	主な資本装備等
	基幹	補助		
水田農業（個別経営体）	1 人	1 人	5ha 水稻 2.8ha 飼料用米 2.2ha 他に作業受託 13ha	トラクター(50ps) 直進アシスト機能付田植機 自脱型コンバイン(5条)

夏だい こん	2 人	1 人	3ha	トンネル 1.5ha 露地 1.5ha	トラクター サブソイラー プラウ 畝立て機 洗浄機 動力噴霧器
夏ほう れんそ う	1 人	2 人	0.5ha	年 4 作 延べ栽培面積 2ha	パイプハウス 自動袋詰め機(中型) トラクター 真空播種機 土壌消毒機 動力噴霧器 軽トラック 収穫機 予冷庫
夏秋ト マト	1 人	1 人	0.3ha		パイプハウス トラクター ロボットスプレーカー 管理機 動力噴霧器 運搬車
高冷地 切り花	1 人	2 人	0.25ha	トルコギキョウ	パイプハウス トラクター 予冷庫 管理機 動力噴霧器
りんご +もも	1 人	2 人	0.8ha	りんご 0.5ha もも 0.3ha	スピードスプレーヤー 乗用モア 高所作業台車
夏秋い ちご	1 人	2 人	0.15ha		パイプハウス 管理機 動力噴霧器 刈払機 トラクター

<畜産>

営農類型	従事者数		経営規模	主な資本装備等
	基幹	補助		
酪農	1人	1人	経産牛 40 頭 トウモロコシ 3.6ha 混播牧草 7.5ha	畜舎 家畜排せつ物処理施設 搾乳ユニット自動搬送装置 哺乳ロボット 牛群監視システム ・トラクター、フロントローダー、マニユアスプレッター等は共同利用
肉用牛一貫	1人	0.6人	繁殖雌牛 60 頭 肥育牛 100 頭 混播牧草 1ha ソルガム 1ha	繁殖牛舎 肥育牛舎 パドック 堆肥舎 自動給餌機 哺乳ロボット 牛群監視システム
肉用牛肥育	1人	0.8人	肥育牛 117 頭	肥育牛舎 堆肥舎 自動給餌機 餌寄せロボット 牛群監視システム
肉用牛繁殖	1人	0.55人	繁殖雌牛 50 頭 混播牧草 7.6ha ソルガム 0.9ha イタリアンライグラス 1.2ha	繁殖牛舎 パドック 堆肥舎 給餌車 哺乳ロボット 牛群監視システム
養豚一貫	1人	2人	母豚 90 頭 常時飼養頭数 1,000 頭	分娩豚舎 繁殖豚舎 離乳育成豚舎 肥育豚舎 導入隔離豚舎 堆肥処理施設

				飼料タンク 自動給餌機
採卵鶏	1 人	3 人	成鶏めす常時飼養羽数 15,000 羽	成鶏舎 大雛鶏舎 飼料タンク 堆肥舎 フォークリフト ショベルローダー 鶏糞攪拌機 洗卵機
肉用鶏	1 人	1 人	常時飼養羽数 34,000 羽 年間出荷羽数 150,000 羽	鶏舎 飼料タンク 堆肥舎 スチームクリーナー ショベルローダー

2 経理等管理の方法

効率的かつ安定的な経営を育成するため、規模拡大による収入の増加だけでなく、コスト管理を徹底し経費の節減を図るなど、経営管理の合理化を進める。

そのために、複式簿記の利用や専門家の活用など経営管理方法の改善を図り、数値に基づいた経営分析・診断を行うことで、経営の効率化や生産性の向上を推進する。

また、優遇税制や各種助成制度を活用し、所得向上が進められるよう、関係機関との連携して情報提供等の支援を行う。

3 農業従事の態様等

個別経営においては、家族経営協定の締結に基づく休日制や給料制の導入、農業者年金の加入等による福利厚生の上昇を推進する。また、農繁期におけるパートの雇用や技能実習制度・特定技能制度による外国人などの人材確保や労働時間の短縮を図る。

第3 第2の1及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

郡上市の水稲、だいこん、トマトなどの農畜産物を安定的に生産し、地域の農業の維持・発展に必要な効率的かつ安定的な経営を育成するため、認定農業者や認定新規就農

者、集落営農等の地域の中心を担う経営体に対し、生産方式の高度化や経営管理の合理化等に対応できるよう重点的な支援により確保・育成する。

加えて、中小・家族経営、兼業農家などの農業者の中で、継続的な農地利用を行い地域農業の維持・発展に重要な役割を果たす多様な農業者においても、農業を担う者として地域計画に位置付けることにより確保し、これらすべての者が、持続的な営農活動が展開できるよう支援する。

2 農業を担う者の確保・育成に向けた取組

農業を担う者の確保育成を図るための機能を担う県の拠点（農業経営・就農支援センター）として位置付けられた、ワンストップ農業支援窓口「ぎふアグリチャレンジ支援センター」（一般社団法人岐阜県農畜産公社）のほか、郡上農林事務所（農業普及課等）や農業委員会、めぐみの農業協同組合、中濃地域就農支援協議会、中濃就農応援隊など関係機関と連携し、就農希望者及び雇用就農者などに対し、必要な情報を共有するとともに、就農から定着まで必要となるサポートを一元的に実施する。

さらに、認定新規就農者に対しては、国や県の新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、営農定着ができるよう、必要なフォローアップを実施する。

また、経営発展に意欲的な農業者に対しては、ぎふアグリチャレンジ支援センター等と連携し、専門家等の派遣により、伴走型による経営課題に応じた個別指導・助言などを支援する。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営体への農用地の集積、特に面的にまとまった形での利用集積（面的集積）を促進するため、関係機関及び関係団体との連携を確保し、地域計画推進事業、農地中間管理事業等の農地流動化施策を活用し、下記の目標に向け、担い手への農用地の利用集積を推進する。

併せて、担い手の生産性を高め、地域全体で農用地が適切に使われるようにする観点から、農地中間管理機構（一般社団法人岐阜県農畜産公社）を軸としながら、郡上農林事務所、郡上市、農業委員会、めぐみの農業協同組合などの関係団体が一体となって、農用地の利用調整等に取り組む、分散錯雑の状況を解消し、担い手の農用地の連坦化による団地面積の増加を図る。

また、中山間地域や担い手不足の地域では、地域農業の維持・発展に重要な役割を果たす中小・家族経営などの多様な農業者による農用地の確保・有効利用も併せて進める。

効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積率目標

現在（令和 2 年度） ①／④	目標（令和 12 年度） ① +②+③／（④-⑤）
27.5 %	62 %

※認定農業者等担い手の現状の経営耕地面積 789.7ha…①
(令和 2 年度末、認定農業者調査表)

今後の集積見込み

集落営農発展型の法人等への利用集積 200.0ha…②

中間管理機構事業による集積 871.5ha…③

郡上市の農地面積 2,870ha…④

(第 67 次東海農林水産統計年報：令和 2 年 7 月 15 日現在、耕地面積)

企業誘致敷地（転用見込み）面積 1.9ha…⑤

2 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の面的集積に関する目標

農地中間管理機構の活用を図り、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の経営農地の面的集積の割合が高まるように努めるものとする。

3 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、関係機関及び関係団体の緊密な連携の下、農地利用最適化推進委員の協力により地域の農用地の利用集積の対象者の状況等に応じ、地域の地理的・自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営への農地の利用集積の取組を促進する。

また、中山間地域や、担い手不足の地域では、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、地域農業の維持発展に重要な役割を果たす中小・家族経営などの多様な農業者による農地利用により、地域全体での農用地の確保・有効利用を図る。

その際、関係機関及び関係団体とともに、こうした取組が効果的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業者をはじめとする関係者の合意の形成を図りつつ、年度ごとに、利用集積の進捗状況等を把握・検証し、必要に応じて改善を図る措置を講ずる。

地域ごとの農用地の利用の改善については、次により進めることとする。

- (1) 畜産業を営む中核的農家は多いものの、水稻を主体とした小規模な兼業農家が大半を占める八幡地区は、集落の話し合いによる将来の農業計画を策定し、自らで農地の維持

保全をする体制づくりや法人化した集落営農組織・認定農業者への利用集積を進める。

- (2) 水稻を主体とし、施設園芸・果樹・畜産等の複合経営も見られる大和地区は、集落内の認定農業者への利用集積を基本とするが、担い手が集積できない場合は、広域的に農業経営を行う法人組織への利用集積も検討する。
- (3) 水稻から施設園芸、露地野菜等、多種多様な農業振興が図られている白鳥地区は、専業農家と広域的な農業経営を展開する法人組織との棲み分けした利用集積を進める。特に、法人組織については、効率的な農地の集積・集約化を促進する。
- (4) 郡上市の中で、経営規模が大きく、露地野菜から施設園芸、酪農、花卉等の認定農業者が最も多い高鷲地区は、各認定農業者への規模拡大を目指した利用集積を進める。また、観光と連携した農業展開も図られ、都市部からの交流人口も多いことから、新規就農者や都市部からの法人参入についても、地域内農家との協議により調整し、新たな可能性を求めて農地利用を促進する。
- (5) 水稻及び転作作物（麦等）を主体とし、ブロックローテーションが取り組まれている美並地区では、団地化した利用集積が望ましいことから、集落営農法人への利用集積を進める。
- (6) 畜産から施設園芸、花き、水稻等、多種多様な認定農業者が多い明宝地区については、各認定農業者への規模拡大を目指した利用集積を主体に進める。また、施設園芸を主体とした新規就農者や既存の集落営農等に対しても、可能な範囲での農地の紹介や集積に取り組む。
- (7) 水稻及び転作作物（飼料用作物等）や施設園芸が振興されている和良地区には、地域の担い手として位置付けされている農業法人があることから、これを主体とした利用集積を進める。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

郡上市は、岐阜県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第6「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に則しつつ、本市の農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とする農業生産の展開や高齢化・兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

郡上市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 地域計画推進事業
- ② 利用権設定等促進事業

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）の施行後においても、地域計画の策定前までは、同法に設けられた経過措置の期間の間は、引き続き農用地利用集積計画の作成を行うこととする。

- ③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ④ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑤ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑥ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

1 地域計画推進事業に関する事項

郡上市は、自然的経済的社会的諸条件を考慮して一体として地域の農業の健全な発展を図ることが適当であると認められる区域ごとに、地域の農業者等による協議の場を設け、その結果を踏まえ、農業上の利用が行われる農用地等の区域における地域農業の将来の在り方や、目指すべき将来の農用地の姿を明確化する地域計画を定め、その実現に向けて、農地中間管理機構（一般社団法人岐阜県農畜産公社）による農地中間管理事業及び特例事業を通じた農用地の利用権の設定等を促進し、農用地の効率的かつ総合的な利用の推進を図る。

なお、地域計画は、地域農業の発展に向けたマスタープランとなる重要な計画であり、地域農業の情勢変化に対応する観点から、同基本構想の計画期間につき定めるものとする。

（1）協議の場の設置方法

ア 協議の場を設置する地域の基準

これまで人・農地プランの実質化が行われている地域を基に、農業振興地域を中心に農業上の利用が行われる農用地等の区域を設定することとし、地形や水利等の自然的条件、農産物の生産状況や圃場整備の状況等の経済的條件、自治会や校区等の社会的条件を考慮し、農用地の集約化等に向けた取組について、農地の出し手や受け手の話し合いや合意形成が行いやすく、その取組の着実な実現が図られる地域ごとに協議の場を設置することとする。

イ 推進体制の整備

郡上市は、協議の場を開催する準備段階として、めぐみの農業協同組合、郡上農

林事務所、農地中間管理機構（一般社団法人岐阜県農畜産公社）、一般社団法人岐阜県農業会議を参集した戦略会議を開催するとともに、戦略会議での協議を踏まえ、地域の中心的な経営体などを参集した連携会議を開催する体制を整備し、協議の場での話し合いを円滑に進める。

ウ 協議の場を開催する準備段階

（ア）戦略会議の開催

郡上市は、めぐみの農業協同組合、郡上農林事務所、農地中間管理機構（一般社団法人岐阜県農畜産公社）、一般社団法人岐阜県農業会議を参集し、協議の場において活用する対象地域の農用地利用の現況を客観的に把握することができる地図（現況地図）の作成を行うものとする。

加えて、協議の場を設置する地域の基準に沿った地域割りや、連携会議での参集者などを検討することとする。

（イ）連携会議の開催

郡上市は、戦略会議の参集者に加え、認定農業者、認定新規就農者、農業委員、農地利用最適化推進委員などの参加を呼びかけ、連携会議を開催し、現況地図を活用したその経営体等との協議や意向確認による、将来の農地利用を担う者別の地図（ゾーニング地図）の案を作成するものとする。

エ 協議の場の設置

（ア）郡上市は、協議の場の日時・場所・内容等を調整しながら、以下の（イ）の参加者に呼びかけ、協議の場を開催するものとする。

この際、話し合いが円滑に進むよう、戦略会議に参加した者が、協議の進行役を担うよう努めるものとする。

また、協議の場の日時や場所について、幅広く参加者を募るため、関係者への周知に加え、市のホームページや広報誌等を通じて公表するものとする。

（イ）郡上市は、協議の場において、幅広い意見を聴取するため、農業者、農事改良組合や自治会、中山間直接支払交付金集落協定、多面的機能支払交付金活動組織、連携会議参集者などを参集する。

特に、農業者については、認定農業者、集落営農等の地域の中心的な農業者だけでなく、新規就農者、女性農業者、若手農業者、新たに地域で農業を担う新規就農希望者等、多様な農業者などの意見を聴くこととする。

（ウ）協議の場では、以下の事項について協議する。なお、協議にあたっては、農用地の集約化等に伴う作業の効率化や総合的な利用を図り、受け手の持続可能な農業経営に支障が生じないよう、受け手の意向を再確認しつつ、その意向について参加者の理解を深めるよう留意する。

①農業の将来の在り方

②農業上の利用が行われる農用地等の区域

③その他農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(農用地の集積・集約化の方針、農地中間管理機構の活用方針、基盤整備事業への取組方針、多様な経営体の確保・育成の取組方針、農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針)

(エ) 郡上市は、上記(ウ)の項目について、協議の結果を取りまとめ、インターネットや掲示など、関係者だけでなく広く地域住民が閲覧できる方法で公表することとする。

(2) 地域計画の作成

郡上市は、地域計画の策定にあたって、農業委員会、めぐみの農業協同組合、郡上農林事務所、農地中間管理機構（一般社団法人岐阜県農畜産公社）、一般社団法人岐阜県農業会議等と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施することとする。

ア 地域計画の地域の基準

地域計画を策定する地域は、協議の場を設置する地域の基準に沿って設定するものとする。

イ 地域計画の作成

郡上市は、協議の場の結果を踏まえ、上記アの地域における農業の将来の在り方や、農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標等を定めた地域計画を定める。
(令和7年3月までに作成)

なお、計画は、下記の要件に該当するものとする。

①基本構想に即するとともに、法第5条第4項に規定する計画（農業振興地域整備計画その他法律の規定による地域の農業の振興に関する計画）との調和が保たれたものであること。

②効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積、農用地の集団化その他の地域計画の区域における農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため必要なものとして農林水産省令で定める基準に適合すること。

ウ 目標地図の作成

農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として、地域において農業を担う者ごとに利用する農用地等を定め、目標地図に表示する。

郡上市は、農業委員会に目標地図の素案の提出を求め、提出された素案に基づいて目標地図を含む地域計画を作成することができることとする。

(3) 地域計画の変更

郡上市は、地域計画の策定後において、受け手がいない農用地で新たに受け手が

見つかった場合や新たに農用地利用の在り方を変更する場合、公共用地や農業の振興を図るために必要な施設等の用地に供するため農地を転用する場合など、情勢の推移により必要が生じたときは、地域計画を変更することとする。

この際、以下の軽微な変更を除き、関係機関への意見聴取や公告・縦覧を経て、地域計画を定めることとする。

- ①区域の名称の変更又は地番の変更
- ②農用地等を利用する農業を担う団体（法人を除く）が、その組織を変更して、その構成員を主たる組合員、社員又は株主とする法人となったことに伴う地図の変更
- ③農業を担う者の相続に伴う目標地図の変更
- ④その他、地域計画に記載されている内容の実質的な変更を伴わない変更

（４）地域計画の作成・変更時の意見聴取

郡上市は、地域計画を定め、又はこれを変更しようとするとき（軽微な変更を除く）は、あらかじめめぐみの農業協同組合、郡上農林事務所、農地中間管理機構（一般社団法人岐阜県農畜産公社）、一般社団法人岐阜県農業会議等関係者の意見聴取を行うこととする。

また、地域計画の案の公告の前には、パブリックコメントの募集や説明会を開催し、可能な限り関係者の理解を得るよう努めることとする。

（５）地域計画の公告

郡上市は、地域計画を定め、又はこれを変更しようとするとき（軽微な変更を除く）は、その旨を市町村の公報への掲載やインターネット等を通じて公告し、当該公告日から二週間公衆の縦覧に供することとする。

また、地域計画を定め、又はこれを変更したときは遅滞なくその旨を公告するとともに、めぐみの農業協同組合、郡上農林事務所、農地中間管理機構（一般社団法人岐阜県農畜産公社）、一般社団法人岐阜県農業会議等に地域計画の写しを送付することとする。

（６）地域計画に係る個人情報の取扱い

郡上市は、農業を担う者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続きとして、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができるが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その目的を明示するものとする。

また、市公報への掲載等とは別に、インターネットの利用などにより関係者以外の不特定多数に対して情報を共有する場合は、氏名を削除する等の配慮を行うことと

する。

(7) 地域計画の区域内の農用地所有者からのあっせんの申出、買入協議

農業委員会は、地域計画の区域内の農用地の所有者からあっせんの申出で受け、農地中間管理機構による買入れが特に必要があると認める場合は、郡上市に対し、農地中間管理機構による買入協議を要請することができる。

郡上市は、農業委員会から要請を受けた場合、地域計画の達成に資するために特に必要と認める場合には、農地中間管理機構が買入協議を行うこととし、その旨を所有者に通知するものとする。

(8) 利用権設定等に関する協議の勧告

郡上市は、一部の者から農地中間管理機構への利用権の設定等が行われず、全体の取組に支障が生じるおそれがあるときなど、地域計画の地域内の農用地等について、農地中間管理機構に対する利用権の設定等を行う必要があると認めるときは、当該農用地等の所有者等に対し、農地中間管理機構と協議すべきことを勧告するとともに、その旨を農地中間管理機構に通知するものとする。

(9) 地域計画の特例

農業委員会又は農用地区域内の農用地等の所有者等は、農地中間管理機構及び所有者等の3分の2以上の同意を得て郡上市に対し、全部又は一部の対象区域内の農用地等について所有者等から利用権の設定等を受ける者を農地中間管理機構とする旨を地域計画に定めることを提案できる。

なお、郡上市は、提案を受けた場合は、当該提案に基づき、地域計画を定め、又はこれを変更するか否かについて、当該提案を受けた者に通知するものとする。

(10) 地域計画内における農用地利用集積等促進計画の決定

郡上市は、農地中間管理機構が定める農用地利用集積等促進計画が、地域計画の達成に資することとなるよう、連携して作成する。

ただし、目標地図に位置付けられた受け手が10年後に農用地を利用するまでの間、別の受け手が一時的に当該農用地を利用する場合は、地域計画の変更に当たらず、地域計画の達成に資するものと判断することとする。

また、地域計画で予定していない利用権の設定等をしなければならない場合であって、農用地利用集積等促進計画の作成後に地域計画を変更することが確実であると認める場合は、当該農用地利用集積等促進計画の内容は地域計画に即したものであると判断することとする。

2 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

① 耕作又は養畜の事業を行う個人（法第18条第2項第6号に定める利用権設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者を除く）又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に依じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の(ア)から(オ)までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては、(ア)、(エ)及び(オ)の掲げる要件のすべて）を備えること。

(ア) 耕作又は養畜の事業に共すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

(イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

(ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

(エ) その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。

(オ) 所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(エ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲り受け候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができることと認められること。

ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定を受ける場合、その土地を効率的に利用できると認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)及び

(イ)に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、(ア)に掲げる要件）のすべてを備えるときは、前項の規定に関わらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

- ③ 農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 10 条第 2 項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第 11 条の 50 第 1 項第 1 号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理事業に関する法律（平成 25 年法第 101 号）第 2 条第 3 項に規定する事業を行う農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金法（平成 14 年法律第 127 号）附則第 6 条第 1 項第 2 号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは、農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

- ④ 利用権の設定等を受けた後において耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合その他農業経営基盤強化促進法施行令（昭和 55 年政令第 219 号）（以下「政令」という。）第 5 条で定める者を除く。）は、次に掲げるすべてを備えるものとする。

ア その者が、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が、法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち 1 人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

- ⑤ 農地所有適格法人の組合員又は社員（農地法第 2 条第 3 項第 2 号チに掲げる者を除く）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行う場合は、①の規定に関わらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙 1 のとおりとする。

- ⑦ 農業経営の受委託に係る利用権の設定については、農業協同組合法第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合連合会、農業協同組合及び同法第72条の10第1項第2号の事業を併せ行う農事組合法人が主として組合員から農業経営を受託する場合やその他農用地等利用関係として農業経営の受委託の形態をとることが特に必要かつ適当であると認められる場合に限り行うものとする。

(2) 利用権設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定(又は移転)される利用権の存続期間(又は残存期間)の基準、借貸の算定基準及び支払い(持分の付与を含む。以下同じ。)の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価(現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。)の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

- ① 郡上市は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定を受ける者(地方公共団体、農地中間管理機構を除く。)から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」(平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局通知。以下「基本要綱」という。)別紙9の第1の2の規定により開発事業計画を提出させる。
- ② 郡上市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。
- ア 当該開発事業の実施が確実であること
- イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合は、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること
- ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合は、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること

(4) 農用地利用集積計画の策定時期

- ① 郡上市は、法第6条の規定による基本構想の承認後必要があると認めるときは、遅滞なく農用地利用集積計画を定める(附則第2条によりみなされる場合は不要)。
- ② 郡上市は、(5)の申し出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ③ 郡上市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定(又は移転)された利

用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

（５）要請及び申出

- ① 農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が整ったときは、郡上市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 郡上市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ 郡上市の全部又は一部をその事業の実施地域とする農地中間管理機構がその事業の実施区域内の農用地の利用の集積を図る目的のため、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ⑤ ②、③及び④に定める申出を行う場合において、（４）の③の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

（６）農用地利用集積計画の作成

- ① 郡上市は、（５）の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 郡上市は、（５）の②、③及び④の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合、土地改良区、農地中間管理機構からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定を行おうとする者又は利用権の設定

を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が整ったときは、郡上市は、農用地利用集積計画を定めるものとする。

- ④ 郡上市は、農用地利用集積計画において利用権の設定を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定を受けようとする者（（１）に規定する利用権の設定を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

（７）農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目、及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）借貸及びその支払い時期の相手方及び方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準決済の相手方及び方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価並びに（現物出資に伴い付与される持分を含む。）その支払（持分の付与を含む。）の相手方及び方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が（１）の④に規定するものである場合には、次に掲げる事項
 - ア その者が賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
 - イ その者が毎事業年度の終了後３月以内に、農地法（昭和２７年法律第２２９号）第６条の２で定めるところにより、権利の取得を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について農業委員会に報告しなければならない旨
 - ウ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項その他撤退した場合の混乱を防止するための事項

- (ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
- (イ) 原状回復の費用の負担者
- (ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
- (エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め

⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

郡上市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、複数の共有に係る土地について利用権(その存続期間が20年を超えないものに限る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持ち分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

(9) 公告

郡上市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を郡上市の掲示板により公告する。

(10) 公告の効果

郡上市が(9)の規定により公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され(若しくは移転し)又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(12) 紛争の処理

郡上市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円滑な解決に努める。

(13) 農用地利用集積計画の取消し等

- ① 郡上市長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めによるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者（法第 18 条第 2 項第 6 号に規定する者）に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

- ② 郡上市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

- ③ 郡上市は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取り消しに係る部分を郡上市の公報に記載すること及びその他所定の手段により公告する。

- ④ 郡上市が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取り消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとみなす。

- ⑤ 農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地中間管理事業の活用を図るものとする。農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、農地中間管理機構に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

3 農地中間管理事業の実施の促進に関する事項

- (1) 郡上市は、効率的かつ安定的な農業経営を営む者への農用地の面的集積の促進に向

け、普及啓発活動等を行うことによって農地中間管理事業の実施の促進を図る。

(2) 郡上市は、関係機関及び関係団体との間で調整を図り、農地中間管理事業の円滑な推進に努める。

4 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

郡上市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。ただし、特別な事情により、集落を単位とした区域を農用地利用改善事業の実施の単位とすることが困難であると認められる場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用の支障のない限り、集落の一部を除外することができるものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

- ② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備える者は、基本要綱様式第4号の認定申請書を郡上市に提出して、農用地利用規程について郡上市の認定を受けることができる。
- ② 郡上市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項により認定をする。
 - ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
 - イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
 - ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること
 - エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 郡上市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を郡上市の掲示板への提示により公告する。
- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農地所有適格法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど政令第9条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めるものとする。
- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

- ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
 - イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
 - ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項
- ③ 郡上市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について（５）の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が（５）の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、（５）の①の認定をする。
- ア ②のイに掲げる目標が（２）に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。
 - イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。
- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は認定農業者と、特定農用地利用規程は法第１２条第１項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

（７）農用地利用改善団体の勧奨等

- ① （５）の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。
- ② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 郡上市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 郡上市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、郡上農林事務所、農業委員会、めぐみの農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、郡上地域農業再生協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

5 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業受委託の促進

郡上市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に推進する上で必要な条件の整備を図る。

- ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性について普及啓発
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な推進措置との連携の強化
- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業受委託のあっせん等

農業協同組合は、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

6 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

郡上市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針

を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、農地中間管理機構の保有農地を利用した実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事者の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、技能実習制度・特定技能制度による外国人などの人材確保や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムの整備をする。

新たに農業経営を営もうとする青年等には、ホームページ等を活用し積極的に就農に関する情報を発信するとともに関係機関と連携し就農相談を実施する。さらに、岐阜県農業大学校との連携、郡上トマトの学校、あすなる農業塾及びめぐみの農業協同組合が開催する集合座学研修を活用し、栽培技術の向上、農業経営に関する知識の習得の機会を提供する。定着に向けた取組みとしては、将来、安定的な農業経営者へと経営発展できるよう、郡上市、農業委員会、めぐみの農業協同組合、郡上農林事務所、ぎふアグリチャレンジ支援センター等の関係機関、各種農業団体が必要に応じて栽培技術指導、経営指導のフォローアップを行うなど、重点的に指導等を行う。また、「地域計画」の目標地図に位置づけられるよう集落内での協議を推進し、地域の認める担い手として周辺農家の協力を得ながら経営安定に向けた支援を行う。

7 その他農業経営基盤強化促進事業の実施のために必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他関係施策との連携

郡上市は、第4の第1項から第5項までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の推進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 郡上市は、水田を中心とした土地利用型農業活性化対策に取り組むに当たり、郡上地域農業再生協議会が策定する「水田収益力強化ビジョン」の実現に向け積極的に取り組むとともに、望ましい経営の育成を図る。

イ 郡上市は、地域の農林業等を担うべき人材の育成確保と営農形態の枠組みづくりに取り組むとともに、生産・加工・消費を連携させて新たな交流型農業の推進に努める。

ウ 郡上市は、中山間地域等直接支払制度に引き続き取り組み、集落協定に基づく農用地の保全に向けた取組活動を推進する。

エ 郡上市は、地域の需要に応じた計画的な生産に向けた積極的な取り組みによって、水稲から転作作物に転換し、水田フル活用による農業経営の安定化を目指した担い手の育成を図る。

オ 郡上市は、多面的機能支払交付金に取り組み、地域協働での農地・農業用水等の保全管理を促進する。

キ 郡上市は、「清流長良川の鮎」世界農業遺産認定を契機に、農産物のブランド化への活用や棚田等地域資源を活用した地域振興を図る。

ク 郡上市は、地域農業の維持・発展を図る観点から、地域の状況に応じて、農用地の有効利用や地域の活性化に資する一般法人、NPO等の農業参入も含めて多様な担い手確保に努める。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

郡上市は、郡上市、農業委員会、郡上農林事務所、めぐみの農業協同組合、農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化推進の方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体等の行動計画を作成する。またこのような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、めぐみの農業協同組合は、農業経営基盤強化の円滑な実施を推進し、郡上地域農業再生協議会のもとで協力するように努めるものとし、郡上市は、関係機関の連携を調整する。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

- 1 この基本構想は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この基本構想は、平成22年7月1日から施行する。
- 3 この基本構想は、平成26年10月1日から施行する。
- 4 この基本構想は、平成28年10月14日から施行する。
- 5 この基本構想は、令和4年1月5日から施行する。
- 6 この基本構想は、令和5年9月26日から施行する。

別紙1（第5の2（1）⑥関係）

次に掲げるものが利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- （1）地方自治法（昭和22年法律第67号）第298号第1項の規定による地方開発事業団以外の地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第2条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は一般社団法人岐阜県農畜産公社（農地法施行令第2条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

- 対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合

・・・法第18条第3項第2号イに掲げる事項

- 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができると認められること

- （2）農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農業生産法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

- 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・法第18条第3項第2号イに掲げる要件

- 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができると認められること

- （3）土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金助成法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

- 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

- （3）土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

別紙 2 (第 5 の 2 (2)関係)

I 農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するため利用権(農業上の利用を目的とする賃貸権又は使用貸借による権利に限る。)の設定又は移動を受ける場合

① 存続期間(又は残存期間)	② 賃貸の算定基準	③ 賃貸の支払方法	④ 有益費の償還
1 存続期間は 3 年(農業者年金制度関連の場合は 10 年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間)とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて 3 年とすることが相当でない認められる場合は、3 年と異なる存続期間とすることができる。 2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。 3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業	1 農用地については、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。 2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の賃貸の額に比準して算定し、近傍の賃貸がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される賃貸の額を基準とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。 3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の賃貸の水準、開発費用の負担区分の割合、通常 の生産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。 4 賃貸を金銭以外	1 賃貸は、毎年農用地利用集積計画が定める日までに当該年に係る賃貸の全額を一時的に支払うものとする。 2 1 の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。 3 賃貸を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る賃貸の支払等を履行するものとする。	1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定(又は移転)を受ける者は当該利用権に係る農用地を交換するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。 2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定(又は移転)を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合におい

の実施により設定(又は移転)される利用権の当事者が当該利用権の存続期間(又は残存期間)の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。	のもので定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。		て、当該農用地の改良のために費やした金額又は、その時における当該農用地の改良による増加額について当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申し出に基づき郡上市が認定した額をその費やした金額又は増加額とする旨を定めるものとする。
--	---	--	---

Ⅱ 混牧林地又は農業等施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するため利用権(農業上の利用を目的とする賃借権又は、使用貸借による権利に限る。)の設定又は移転を受ける場合

①存続期間(又は残存期間)	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
Iの①に同じ。	1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。 2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比准して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の、	Iの③に同じ。	Iの④に同じ。

	近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産評価額等を勘案して算定する。 3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、I の②の3と同じ。		
--	---	--	--

Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間(又は残存期間)	②損益の算定基準	③損益の決済方法	④有益費の償還
I の①に同じ。	1 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額(共済金を含む)から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。 2 1 の場合において、受託費用の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。	I の③に同じ。この場合において、I の③中の「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者(損失がある場合には、受託者という。)」と読み替えるものとする。	I の④に同じ。

IV 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	②対価の支払方法	③所有権の移転の時期
土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引(農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額に対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。)の価格に比准して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案し算定する。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払が行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払が行われないときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は、失効するものとする。